

◇◇◇◇◇◇
利用規則
◇◇◇◇◇◇

情報科学センター規則等

情報科学センターに関連する以下の規則等，加えて九州工業大学情報システム利用規程を示す。

- 九州工業大学情報科学センター規則
- 九州工業大学情報科学センター利用規程
- 九州工業大学情報科学センター利用の心得
- 九州工業大学情報システム利用規程

九州工業大学情報科学センター規則

昭和62年5月6日

九工大規則第20号

改正	昭和63年	3月	2日	九工大規則第5号
	平成9年	9月	3日	九工大規則第10号
	平成12年	4月	5日	九工大規則第21号
	平成13年	4月	4日	九工大規則第18号
	平成16年	5月	12日	九工大規則第55号
	平成19年	1月	10日	九工大規則第2号
	平成19年	4月	1日	九工大規則第64号
	平成21年	1月	7日	九工大規則第3号

○九州工業大学情報科学センター規則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人九州工業大学基本規則（平成19年九工大規則第5号）第17条の規定に基づき、九州工業大学情報科学センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(性格)

第2条 センターは、学内共同教育研究施設として、情報科学に関し、九州工業大学（以下「本学」という。）における教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設とする。

(業務)

第3条 センターは、次の業務を行う。

- (1) 計算機システム及び各種情報システムの管理運営
- (2) 情報処理基礎教育及び情報処理専門教育の支援
- (3) 情報科学に関する研究開発
- (4) 民間機関等の情報技術者の再教育・再訓練
- (5) 教育研究に資するための情報処理関係設備及び施設の提供
- (6) その他センターに関し必要な業務

(組織)

第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センター次長
- (3) その他必要な職員

(センター長)

第5条 センター長は、本学の専任の教授の中から役員会における選考に基づき、学長が任命する。

2 学長は、必要があると認めるときは、あらかじめ九州工業大学情報化推進委員会（以下「委員会」という。）にセンター長候補者の推薦を求めることができる。

3 センター長は、センターの業務を掌理する。

4 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(センター次長)

第6条 センター次長は、センター専任の准教授の中から学長が任命する。

2 センター次長は、センター長の命を受け、センターの業務を整理する。

3 センター次長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(管理運営等の審議)

第7条 センターの管理運営等に関する審議は、委員会において行う。

第8条 削除

第9条 削除

第10条 削除

第11条 削除

第12条 削除

第13条 削除

第14条 削除

第15条 削除

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和62年5月21日から施行する。

2 九州工業大学工学部附属情報処理教育センター規則（昭和49年九工大規則第6号）は、廃止する。

附 則（昭和63年九工大規則第5号）抄

1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成9年九工大規則第10号）

1 この規則は、平成9年9月3日から施行する。

2 この規則の施行後、平成9年10月1日に任命される委員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、半数の委員については平成10年9月30日までとし、その他の者については平成11年9月30日までとする。

附 則（平成12年九工大規則第21号）

- 1 この規則は、平成12年4月5日から施行し、平成12年4月1日から適用する。
- 2 この規則の施行後最初に生命体工学研究科から推薦される委員は、第8条第4号の規定にかかわらず、平成13年3月31日までの間は1名とし、当該委員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

附則（平成13年九工大規則第18号）

- 1 この規則は、平成13年4月4日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
- 2 この規則の施行後、最初に第8条第2号及び第2号に規定する委員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

附則（平成16年九工大規則第55号）

- 1 この規則は、平成16年5月12日から施行する。ただし、第7条から第14条の規定は平成16年5月1日から、その他の規定は平成16年4月1日から適用する。
- 2 この規則の施行後、最初に第8条第2号から4号及び第6号に規定する委員となる者の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成21年1月7日から施行する。

九州工業大学情報科学センター利用規程

昭和63年4月1日
九工大規程第21号

○九州工業大学情報科学センター利用規程

(目的)

第1条 この規程は、九州工業大学情報科学センター規則（昭和62年九工大規程第20号）第16条の規定に基づき、九州工業大学情報科学センター（以下「センター」という。）の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用の原則)

第2条 センターの利用は、教育、研究、教育研究支援その他九州工業大学（以下「本学」という。）の運営上必要と認められるものに限るものとする。

(利用の資格)

第3条 センターを利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学に所属する職員及び学生
- (2) 情報科学センター長（以下「センター長」という。）が特に許可した者

(利用の承認)

第4条 センターを利用しようとする者は、センター長の承認を受けなければならない。

(目的外利用の禁止)

第5条 センターの利用の承認を受けた者は、承認を受けた利用目的以外に利用し、又は他人に使用させてはならない。

(利用状況の届出等)

第6条 利用者は、センターの利用を終了し、又は中止したときは、速やかにセンター長に届け出なければならない。

2 センター長は、利用者に対し、センター利用に係る事項について必要と認めるときは、報告を求めることができる。

(損害賠償)

第7条 利用者が、故意又は重大な過失により設備等を損傷したときは、その損害に相当する費用を負担しなければならない。

(利用の取消)

第8条 センター長は、利用者がこの規程に違反し、又はセンターの運営に重大な支障を生じさせたときは、その利用の承認を取消し、又はその利用を停止することができる。

(経費の負担)

第9条 センターの利用にあたっては、利用に係る経費の一部を負担しなければならない。ただし、センター長が特に必要があると認めたときは、利用経費の一部又は全部を免除することができる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

九州工業大学情報科学センター利用の心得

○九州工業大学情報科学センター利用の心得

本センターでは、次のような利用が禁止されています。

- 1 公序良俗に反する利用
- 2 著作権、特許権など、知的所有権を侵害する利用
- 3 営利、宗教、政治など、本センターで認めた目的以外の利用
- 4 利用者 ID およびパスワードの第3者への開示、貸与、あるいは譲渡
- 5 他者の利用者 ID あるいはパスワードの不正な入手
- 6 他者のプログラムやデータのファイル類への不正アクセスあるいはそれらの改ざん
- 7 「連鎖」メールや「迷惑」メールなど、好ましくないメールの発信
- 8 本センターおよび他組織の計算機およびネットワークシステムの正常運営に支障を来す利用
- 9 上記の他、法令や社会倫理に反する、あるいは他者の正常利用に支障を来す利用

万一、これに違反した場合は、情報科学センター利用規定第8条により利用の承認を取り消されたり、さらには関連法令により処罰されることがあります。

九州工業大学情報システム利用規程

平成20年7月2日
九工大規程第22号

○九州工業大学情報システム利用規程

(目的)

第1条 この規程は、九州工業大学（以下「本学」という。）における情報システムの利用に関する事項を定め、情報セキュリティの確保と円滑な情報システムの利用に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) ポリシー 本学が定める九州工業大学情報セキュリティポリシーに関する基本規程をいう。
- (2) その他の用語の定義は、ポリシーで定めるところによる。

(適用範囲)

第3条 この規程は本学情報システム及びそれにかかわる情報を利用するすべての者に適用する。

2 この規程における情報システムには、本学ネットワーク及び本学内のすべてのコンピュータシステムが含まれる。ただし、事務情報システムについては事務情報システム対策基準及び各種マニュアル類に別途定める。

(遵守事項)

第4条 本学情報システムの利用者は、この規程及び本学情報システムの利用に関する手順及び九州工業大学個人情報保護に関する規則（平成17年九工大規則第6号）を遵守しなければならない。

(アカウントの申請)

第5条 本学情報システムを利用する者は、本学情報システム利用申請書を各情報システムにおける情報セキュリティ責任者に提出し、情報セキュリティ責任者からアカウントの交付を得なければならない。

ただし、個別の届出が必要ないと、あらかじめ情報セキュリティ責任者が定めている場合は、この限りではない。

(IDとパスワードによる認証の場合)

第6条 利用者は、アカウントの管理に際して次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、自分のユーザアカウントを他の者に使用させたり、他の者のユーザアカウントを使用したりしてはならない。
- (2) 利用者は、他の者の認証情報を聞き出したり使用したりしてはならない。
- (3) 利用者は、パスワードを利用者パスワードガイドラインに従って適切に管理しなければならない。
- (4) 利用者は、使用中のコンピュータをロックし、あるいはログアウト（ログオフ）せずに他の者が容易に利用可能状態に放置してはならない。
- (5) 学外のインターネットカフェに設置されているような不特定多数の人が操作（利用）可能な端末を用いての学内情報システムへのアクセスを行ってはならない。
- (6) 利用者は、アカウントを他者に使用され又はその危険が発生した場合には、直ちに情報セキュリティ責任者にその旨を報告しなければならない。
- (7) 利用者は、システムを利用する必要がなくなった場合は、遅滞なく情報セキュリティ責任者に届け出なければならない。ただし、個別の届出が必要ないと、あらかじめ情報セキュリティ責任者が定めている場合は、この限りでない。

（ICカードを用いた認証の場合）

第6条の2 利用者は、ICカードの管理を以下のように徹底しなければならない。

- (1) ICカードを本人が意図せずに使われることのないように安全措置を講じて管理しなければならない。
- (2) ICカードを他者に付与及び貸与してはならない。
- (3) ICカードを紛失しないように管理しなければならない。紛失した場合には、直ちに情報セキュリティ責任者にその旨を報告しなければならない。
- (4) ICカードを利用する必要がなくなった場合には、遅滞なく、これを情報セキュリティ責任者に返還しなければならない。
- (5) ICカード使用時に利用するPIN番号を他に教えたりしてはならない。

（利用者による情報セキュリティ対策教育の受講義務）

第7条 利用者は、毎年度1回は、年度講習計画に従って、本学情報システムの利用に関する教育を受講しなければならない。

2 教職員等（利用者）は、着任時、異動時に新しい職場等で、本学情報システムの利用に関する教育を原則として受講しなければならない。

（自己点検の実施）

第8条 利用者は、本学自己点検基準に基づいて自己点検を実施しなければならない。

（情報の格付け）

第9条 教職員等は、情報格付け規程に従って、情報の格付け及び取扱いを行わなければならない。

（禁止事項）

第10条 利用者は、本学情報システムについて、次の各号に定める行為を行ってはならない。

- (1) 当該情報システム及び情報について定められた目的以外の利用
- (2) 差別、名誉毀損、信用毀損、侮辱、ハラスメントにあたる情報の発信
- (3) 個人情報やプライバシーを侵害する情報の発信
- (4) 守秘義務に違反する情報の発信
- (5) 著作権等の財産権を侵害する情報の発信
- (6) 通信の秘密を侵害する行為
- (7) 営業ないし商業を目的とした本学情報システムの利用。ただし、最高情報セキュリティ責任者が認めた場合はこの限りではない。
- (8) 情報セキュリティ責任者の許可（業務上の正当事由）なくネットワーク上の通信を監視し、又は情報機器の利用情報を取得する行為
- (9) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）に定められたアクセス制御を免れる行為、またはこれに類する行為
- (10) 情報セキュリティ責任者の要請に基づかずに管理権限のないシステムのセキュリティ上の脆弱性を検知する行為
- (11) 過度な負荷等により本学の円滑な情報システムの運用を妨げる行為
- (12) その他法令に基づく処罰の対象となり、又は損害賠償等の民事責任を発生させる情報の発信
- (13) 上記の行為を助長する行為
- (14) 管理者の許可をえず、ソフトウェアのインストールやコンピュータの設定の変更を行う行為

2 利用者は、ファイルの自動公衆送信機能を持った P2P ソフトウェアについては、教育・研究目的以外にこれを利用してはならない。このような P2P ソフトウェアを教育・研究目的に利用する場合は、情報セキュリティ責任者の許可を得なければならない。

（違反行為への対処）

第 11 条 利用者の行為が前条に掲げる事項に違反すると被疑される行為と認められたときは、情報セキュリティ責任者は速やかに調査を行い、事実を確認するものとする。事実の確認にあたっては、可能な限り当該行為を行った者の意見を聴取しなければならない。

2 情報セキュリティ責任者は、上記の措置を講じたときは、遅滞無く統括情報セキュリティ責任者にその旨を報告しなければならない。

3 調査によって違反行為が判明したときは、情報セキュリティ責任者は統括情報セキュリティ責任者を通じて次の各号に掲げる措置を講ずるよう依頼することができる。

- (1) 当該行為者に対する当該行為の中止命令
- (2) 管理運営部局に対する当該行為に係る情報発信の遮断命令管理運営部局に対する当該行為に係る情報発信の遮断命令
- (3) 管理運営部局に対する当該行為者のアカウント停止、または削除命令
- (4) 情報化推進委員会への報告
- (5) 本学学則及び就業規則に定める罰則
- (6) その他法令に基づく措置

(PCの利用)

第12条 利用者は、様々な情報の作成、利用、保存等のためのPCの利用にあたっては、別途定めるPC取扱ガイドラインに従い、これらの情報及び端末の適切な保護に注意しなければならない。

(電子メールの利用)

第13条 利用者は、電子メールの利用にあたっては、別途定める電子メール利用ガイドライン及び学外情報セキュリティ水準低下防止手順に従い、規則の遵守のみならずマナーにも配慮しなければならない。

(ウェブの利用及び公開)

第14条 利用者は、ウェブブラウザを利用したウェブサイトの閲覧、情報の送信、ファイルのダウンロード等を行う際には、別途定めるウェブブラウザ利用ガイドライン及び学外情報セキュリティ水準低下防止手順に従って、不正プログラムの感染、情報の漏えい、誤った相手への情報の送信等の脅威に注意するだけでなく、研究や教育及び教育支援等、大学で活動する上で必要な範囲で使用し、本学の社会的信用を失わせることのないよう注意しなければならない。

2 利用者は、研究室等でウェブサーバを運用しようとする場合は、事前に、全学または各部局の情報化推進委員会に申請し、許可を得なければならない。

3 利用者は、ウェブサーバを運用し情報を学外へ公開する場合は、ウェブサーバ設定確認実施書に従ってサーバを設定しなければならない。

4 利用者は、ウェブサーバを運用する者に許可を得た場合にウェブページを作成し、学外へ公開することができる。学外・学内に関わらずウェブページの公開にあたって、ウェブ公開ガイドライン及び学外情報セキュリティ水準低下防止手順に従いセキュリティや著作権等の問題及び本学の社会的信用を失わせることのないように配慮しなければならない。

5 ウェブページやウェブサーバ運用に関して、規程やガイドラインに違反する行為が認められた場合には、全学または各部局の情報化推進委員会は公開の許可の取り消しやウェブコンテンツの削除を行うことがある。

(モバイルPC利用)

第15条 利用者は、本学資産か否かに関わらず、モバイルPCその他の情報システムの学外の利用にあたっては、以下の手順を遵守しなければならない。

- (1) 要保護情報及び要安定情報を記録したモバイルPC等の情報システムを統括情報セキュリティ責任者の許可なく学外へ持ち出してはならない。これらの情報の持ち出しには、保護レベルに応じた管理（暗号化、パスワード保護、作業中の覗き見防止等）が必要である。
- (2) モバイルPCは可能な限り強固な認証システムを備え、その機能が設定され動作してなければならない。アンチウイルスソフトウェアが提供されているシステムでは、その機能が最新の状態でシステムを保護可能でなければならない。
- (3) モバイルPCは、他者が支配もしくは操作可能な状態にしてはならない。（不正操作、情報漏洩及び盗難防止）

- (4) モバイルPCを本学情報システムに接続する場合は、接続に先だってアンチウイルスソフトウェア等でスキャンを実行し、問題のあるソフトウェアが検出されないことを確認しなければならない。
- (5) モバイルPC等の情報システムの紛失及び盗難は、情報システムセキュリティ管理者に報告すること。

(学外の情報システムの持込及び学外の情報システムからの利用)

第16条 利用者は、学外の情報システムからの本学情報システムへのアクセス及び学外の情報システムの本学ネットワークへの接続において、以下の手順を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、学外の情報システムを用いての公開のウェブ以外の学内情報システムへのアクセスや学外の情報システムの本学ネットワークの接続にあたって、事前に統括情報セキュリティ責任者の許可を得なければならない。
- (2) これらの目的に利用する学外の情報システムは可能な限り強固な認証システムを備え、ログ機能を持っていないなければならない。また、それらの機能が設定され動作していなければならない。アンチウイルスソフトウェアが提供されているシステムでは、その機能が最新の状態であって、システムを保護可能でなければならない。
- (3) 利用者は、これらの情報を許可された者以外に利用させてはならない。また、当該システムを他者が支配もしくは操作可能な状態にしてはならない。(不正操作・情報漏洩及び盗難防止)
- (4) 統括情報セキュリティ責任者の許可なく、これらの情報システムに要保護情報及び要安定情報を複製保存してはならない。
- (5) これらの情報システムで動作するソフトウェアは、正規のライセンスを受けたものでなければならない。

(安全管理義務)

第17条 利用者は、自己の管理するコンピュータについて、本学資産であるか否か、及び本学情報ネットワークとの接続の状況に関わらず、安全性を維持する一次的な担当者となることに留意し、次の各号に定めるように、悪意あるプログラムを導入しないように注意しなければならない。

- (1) アンチウイルスソフトウェア等により不正プログラムとして検知される実行ファイルを実行せず、データファイルをアプリケーション等で読み込まないこと。
- (2) アンチウイルスソフトウェア等にかかわるアプリケーション及び不正プログラム定義ファイル等について、これを常に最新の状態に維持すること。
- (3) アンチウイルスソフトウェア等による不正プログラムの自動検査機能を有効にしなければならない。
- (4) アンチウイルスソフトウェア等により定期的にすべての電子ファイルに対して、不正プログラムの有無を確認すること。
- (5) 外部からデータやソフトウェアを電子計算機等に取り込む場合又は外部にデータやソフトウェアを提供する場合には、不正プログラム感染の有無を確認すること。

(6) ソフトウェアのセキュリティ機能を活用し，不正プログラム感染の予防に努めること。

2 利用者は，本学情報ネットワーク及びシステムの利用に際して，インシデントを発見したときは，情報システムインシデント対応手順に従って行動するものとする。

(接続の許可)

第 18 条 利用者は，本学情報システムに新規に情報システム（コンピュータ）を接続しようとする場合は，事前に情報システムセキュリティ管理者と協議し，接続を行おうとする部局の情報セキュリティ責任者に接続の許可を得なければならない。ただし，情報コンセントからの本学情報システムへの一時的な接続はこの限りではない。

(学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止)

第 19 条 利用者は，学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為を行ってはならない。

(雑則)

第 20 条 この規程に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は，平成 20 年 7 月 2 日から施行する。